



特定非営利活動法人・北関東医療相談会ニュースレター
群馬県太田市東別所町 4 2 7-44

電話番号080-5544-7577/Fax0276-46-4462

<http://npo-amigos.org/index.html>

当団体はカリタスジャパン、福祉医療機構、赤い羽根、大阪コミュニティ財団、庭野平和財団、パブリックリソース財団等の皆様の協力を得て運営されています。



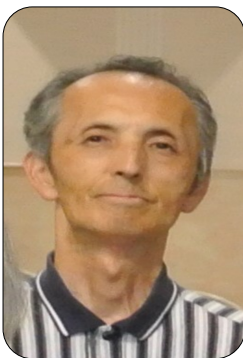
巻 頭 書

代表理事 後藤裕一郎

皆様、各位様には相変わらず御元気に御過ごしされていていらっしゃる事と会からは拝推致します。

今年度、令和三年度は新型コロナウイルス感染症事件の余波を其の儘残した、又は昨年以上の混乱をもたらしつつ幕を開けたかのでは無いかとアミーゴスを代表して私より御見舞い及び御挨拶を申し上げます。

さて、当会活動も丸二十四年を終え今令和三年度で二十五年の節目に入りましたが、会への種々の要



請や課題が突きつけられています。

アミーゴスの活動拠点は其の名の通りに‘北関東地域’に在りますが、数年前からは群馬県内以外の栃木県（宇都宮市；済生会宇都宮病院）、埼玉県（川口市；川口協同病院）、東京都（清瀬市；信愛病院）、其れに茨城県（取手市；あおぞら診療所）、千葉県（流山市；東葛病院）と一都五県への拠点拡大は今の処、軌道に乗っています。此れ等は我々、幹事や常勤者のみならず、各支援者であられる各支援者様のアミーゴスへの物心両面からの御尽力が在っての賜物と、アミーゴスからは各位様へ御礼を申し上げます。

アミーゴスとしても、こうした上昇気流を受け従来からの医療的支援は当然のこと、災害時人道的支援や学習会等へ取り組んで行きつつ、当会の目的で

ある社会的貢献を引き続き予定しています。

其の背景には、当会活動に共鳴して下さる方々の輪の広がりもさる事乍ら、其の物理的支援（寄付金や物資等）を御申し出下さる個人様や法人様の増加や寄付内容の潤沢化が、忘れられない一条件とも成っている事は間違い在りません。

此の継続した御支援に付いても御支援して下さる各支援者の皆様の御理解や御協力を当会からも従来以上に宜しく御願い申し上げます。

一方に在り、昨年一月頃からの‘コロナウイルス感染症’の猖獗は其の終結時期を知らないまま、今も‘汎世界的感染症’として政治、経済、一般市民社会、其の他に渡って著明で深い影響を与えつつあります。

当会の活動も其の直截的影響を被り、今は‘医療相談会’の開催を自重している段階です。

当会の「困窮する外国籍住民への支援」成る当所の目的からしても、彼等と直接御会いして其の問題点を探ろうとする行為自体が困難な状況にありまして、其の再開時期に関しては随時にお知らせして行きますので皆様の若干の御辛抱と御理解の程を当会から宜しく御願い申上げる次第です。

難民問題も依然として当会においても大きな解決すべき課題の一つで在り続けていますが、此の遂行に関しては会の担当者が適宜に支援させて頂いています。

此れ等の会中枢の業務遂行に当たっては、当会のみならず医師会、政経界等の議論等を、会全体として我々は注視すると共に、我々からも会固有の意見等の発信を続けなければいけないと、当会及び私は考えています。

こうした現在コロナ感染症事件にて頓挫せざるを得ない会行事等へは、当会に依る可及的に早急な再開は勿論のことですが、皆様各位様への有効な情報を適宜発信させて頂きます。

何れにしても、各支援者の方にはアミーゴス、当会の設立意思＝「困窮する外国籍住民への支援」を

念頭に、更なる精神的、物資的、社会的な御支援を宜しく御願い申し上げます。

各支援者の方からの昨年度、令和二年一年間の御厚意に満ちた御協力や御支援に対して当会からは厚く心からの深謝を申し上げ、同時に貴方様の今年度、令和三年一年間の今後の御多幸を祈念致しまして、当会からの年度当初の御挨拶にとさせて頂きます。

VIDES■ヴィーデス■とは？

サレジアン・シスターズ

ヴィーデス副代表シスター牧山史子

VIDES (=Volontariato Internazionale Donna Educazione Sviluppo) は、ローマに本部を持つカトリックの修道女会「サレジアン・シスターズ」が立ち上げた国際的な青年ボランティアのグループである。



当修道会は、19世紀のイタリアで「神と人に開かれた誠実な社会人を育てる」という明確な目標をもって青少年教育を生き抜いた2人の修道者によって創立された。そして、21世紀においても、青少年が社会の中で徐々に自分の能力と存在意義を見だし、他者のために何ができるのだろうかとの問いに答える道を探り、1991年に弱い立場にある子ども達や青少年、特に、女性の人権を擁護するための教育と開発を目指す国際ボランティアとして「VIDES」を設立した。

現在、世界43か国に約290のグループがあり、多くの若者が責任をもって共に企画運営、活動に携わっている。2008年に、ローマのVIDES Internationalが、国連ECOSOCに諮問議席を持つ国際NGOとして認可され、現在は人権理事会へ人権に関する現



ヴィーデス会長 シスター稲川孝子

地の情報を提供し、“声なき人々の声”をより効果的に国連に届けることができるようになった。

日本では1994年にVIDES JAPANとして発足。困窮する身近な人々の支

援や被災地支援、東南アジアの貧しい人々のための支援活動、活動資金集めのささやかな活動から始めた。公園や教会バザーでのフリーマーケット、学校内でのリストランテVIDESやランチショップ、手芸用品のネットショップ活動など。その他、海外ボランティアや学資・物資支援、児童養護施設「星美ホーム」での日曜日のボランティア、若者をはじめ各自の個性や才能を生かした活動の場の提供など、主に14種類の活動へと広がった。

◆主体的な若者による、若者のためのプロジェクトへ

約20年間のこの地道な歩みは、最も“躍動的な生命”を生み出した。それは、“若者達”である。仲間と楽しくボランティア活動をしているVIDES会員である親の傍らで、遊び、自分にできる手伝いをしながら育ってきた子ども達が成長し、自ら活動に参加し始めた。また、学校でVIDES活動を知った若者が、卒業後も大学や職場で、言葉や行動で周りの友人を感化しVIDESに連れて来るなど、短期間に“自分にできる何かをしたい！”という様々な若者達が出入りするようになった。さらに驚くべきは、それぞれの活動に合った仲間をスカウトしてくる彼らのネットワークの広さと素早さ！若者達の“ミラクル”だった！

こうして、様々な価値観、情報などが複雑、かつグローバル化していく中で、よりクリエイティブに人々と時代の必要に応じて活動するため必要な若者の精神と発想、パワーをもつ「VIDES ユース」が誕生した。従来の活動への協力のほかに、地域社会への

貢献やボランティア精神を学ぶ研修、交流の企画など独自の活動もある。特記すべき幾つかの活動として、

＊「ハッピー・ハウス」運営：「現代日本の貧困にあえぐ子ども達、将来に希望と夢を実現したいと望む青少年のため」の活動を模索し、2016年5月に実現した活動。成人会員の指導支援のもと、具体的な運営は学生や社会人の若者たちが行っている。

週2回、夕方にハッピー・ハウスにやってくる様々な理由で困難を抱えた子どもたちと遊び、勉強し、話を聞いたり、食事を準備し一緒に食べて過ごしたりしている。若者たちも子ども達と向き合いながら、現代日本の抱える貧困の問題などの現実に向き合い、自らの“立ち位置”や生き方を考える機会になっている。コロナ禍においては、各家庭への食糧配達支援に切り替えている。



世界大会バチカン前にて

＊海外ボランティア：近年は継続してカンボジア王国シムリアップに行き、公立小学校や、貧困の子どもたち対象に開校したBosco Sunday Schoolで音楽・図工・体育・英語・ダンスなどの授業や文化交流をする活動を、毎年2回（成人対象と18歳以上の青年対象に）8日間の日程で実施している。当然のように生活していた日本の環境を離れ、まったく違う歴史背景、環境、異文化に触れて生活することは、特に若者にとって、ボランティア（奉仕）の体験以上に今までの自分の生き方や考え方を覆すような衝撃的な出会いの場となっている。そして、本当の幸せ、家族、平和などについて真剣に考え、自

分の生き方や人生の方向性を決定していく機会となっている。渡航ができない今は、若者の提案によって、オンライン授業が可能なカンボジアの家庭とつながり、3～4人の子どもたちに日本語を教えている。



VIDES INTERNATIONAL大会

◆コロナ禍に、最も支援を必要としている人のもとに“出向く”活動を2～3年ほど前から、職場でも家庭でも責任があり忙しい盛りである30代後半～50代の会員たちの活動が活発になってきた。

特に、社会体験の少ないユースにとって、共に活動しながら支え教えてくれる心強い大人の存在となった。

この年代層の特徴を生かして、東日本大震災10年後の被災地復興の再支援と、滞日外国人支援へと出向く活動を計画していた矢先、コロナウィルス感染拡大が始まった。

皆で集って活動することを大事にしていたすべての活動を中止しながら道を探っていた時に、AMIGOSとの機理的な出会いがあり、活動と視野が広がったことに感謝している。また、オンライン研修会で



第1回健康相談会川口

現状を知ることやキッチンカーの購入など、新しい方法での活動を模索しつつ徐々に開始している。現在、東京と静岡を中心に活動し、中高生のジュニアと18歳～35歳頃までのユースメンバー約30名も含め、120名程の会員が所属。青少年育成を目的としたボランティア団体だが、上記のように、自らの直接・間接の支援活動の姿をもって手本を示す大人の会員、また、共に活動し人との関わり方を指導する会員たちの中で育てられ、大きな家族のようなボランティア団体へと、今なお“進化”している。

2021年4月18日 第1回 川口医療相談会

クルドを知る会会長 松沢秀延

産業技術総合センター（SKIPシティ）でクルド人の健康相談会が開催された。主催はNPO法人北関東医療相談会、クルドを知る会、VIDES JAPANでの共催で初めての試みでもあります。



「クルドを知る会」は2004年に結成されたボランティア活動団体であり、主にクルド文化を紹介する事が目的でしたが、仮放免者（非正規滞在者）からの生活相談や入国管理局に収容され残された家族が困窮化して、収容者への面会依頼が多くなりました。日本社会は難民に対する扱いの酷さに圧倒される状況でした。結成当初の目的である「クルド文化の紹介」は次第に機会を失いボランティア活動の主体は医療・教育・地域からの苦情対策・部屋の賃貸・家賃に関する相談・生活苦と様々に相談が寄せられ



対応できない状況であり現在に至っています。

「クルドを知る会」は昨年2020年11月に

も医療相談会を実施しましたが、コロナ禍での医療相談会はコロナ感染の防止策を徹底したうえでの相談会です。今回も緊急事態宣言が解除された後ですが、喉の痛み、体調の不調を訴える人、子供達の医療相談が多い事が分かり重症化し、今後このような企画が共催として出来る事を願っています。クルド人コミュニティからの信頼も、確実な成果に期待されているからです。歯科医師1名、内科医師2名、通訳4名、クルド人相談予約40名の参加でした。

◇人権と支援制度

最近クルドコミュニティ内での出産する女性が増えてきました。又、市の入院助産制度を利用しての出産費用援助を受けての出産で助かっています。それに母子健康手帳が仮放免者が申請すれば妊婦検視も受けられますので助かっています。しかし仮放免者の子供が仮滞在許可が有る時は健康保険に加入でき治療も受けられますが、生後数か月で仮滞在が切れてしまう場合が増えてきました。そのために全額負担になり予防接種を受けない子供達がいいます。

今後子供が成長する上で必要な予防接種もあり、日本の子供達と同じように義務教育を受ける「子供の権利」があるのですが、感染の恐れも



有ります。

地域社会に影響がある為に排除される場合があります辛い思いの家族が増えています。学童が関わっている場合



は将来の事を想定した予防接種を希望いたします。

今回の入管法改正は仮放免者を強制送還するために難民申請者の立場が悪くなることは明らかです。



最近子供の怪我也多くこれも大きな課題です。交通事故で1ヵ月入院加療と6カ月の通院治療で、今は元気に小学校に通っています。

交通事故は気を付けないと後遺症や他に悪影響を及ぼさないように注意し経過を見守る必要があります。

公園の遊具から転落して腕を骨折し治療を受け、今は腕も回復し元気に小学校に通っています。

学校側の配慮もあり治療費負担が無かったためです。子供達も増えてきましたので総てが援助されるとは限りません。仮放免者は自己負担になる場合もあります。病院に行かず家庭療法で済ませている家族を見つけて治療する活動をしています。

◇健康であるために

中学校1年の少女Aは2度手術となり、病院が育成医療の適用とし人道的見地に病院ソーシャルワーカーにより治療費が安く抑えられました。後は体力の回復と成長による為に診断が継続される。今は元気に回復し好きなダンス部に所属しています。

小学校5年生の仮放免者は、数年前から目に違和感があり気になっていたが2年程前から瞼が痛く涙が良く出るために視界が狭くなり黒板の字が目えなくなりました。原因はアレルギー性なものからくる症状で切除手術を行った。病院は育成医療の適用と人道的見地により治療費が安く抑えられ継続治療を行います。

仮放免者の子ども、放課後近くの公園の遊具から落下し腕骨折して二本の骨が折れてしまい手術をして固定した。今は痛みが殆ど無いが押すと多少痛みが有るが回復している。治療費は分割で払っています。コロナ禍で父親も仮放免で仕事が出来ない為に親族・友達から借金生活である為に分割払いが出来なくなった支払いの件は相談中である。他にも兄弟姉妹がいます。

2021年4月18日 川口医療相談会 アンケート結果

北関東医療相談会
事務局員 大澤優真

2021年4月18日（日）、産業技術総合センターにて第1回川口医療相談会を実施しました。受診者数は28名、うち15歳未満の子どもは9名でした。アンケートに答えていただいた方は9名。アンケート回収率は32.1%、子どもを除くと47.4%でした。



(1) 受診者について

性別は男性5名・女性4名、年齢は30代以下の受診者が多い状況でした。国籍はクルド・トルコで、在留資格は仮放免が多く、滞在年数は7～9年が多い状況でした。

表1 性別	
男	5
女	4
その他	0

表2 年齢	
10代	1
20代	2
30代	2
40代	0
50代	1
60代	0
不明	3

表3 国籍	
クルド	2
トルコ	7

表4 在留資格			
あり	4	なし	5
技能実習	1	仮放免	4
短期滞在	1	不明	1
不明	2		

表5 滞在年数	
1～3	1
4～6	2
7～9	4
10～12	1
不明	1

(2) 医療相談について

表6 医療相談会の参加	
初めて	8
2回以上	1

表7 医療相談会の内容	
とても満足	5
満足	4
やや不満足	0
不満足	0

会・傷病について

表8 傷病の有無	
あり	4
なし	3
不明	2

ほとんどの受診者が医療相談会に初めての参加、全員がとても満足・満足でした。4名が傷病あり、傷病内容は糖尿病と脳梗塞、発症場所は母国と入管でした。

表9 住まいの状況	
借家	8
持家	1

表10 世帯人数	
1人	0
2人	2
3人	0
4人	2
5人	2
6人	3

表11 仕事の有無	
あり	1
なし	8

(3) 住まい・仕事・収入について

ほとんどの受診者が借家、世帯人数は4人以上の複数人世帯が多い状況でした。ほとんどが就労しておらず、年収は本人収入・世帯収入ともに99万円未満が多い状況でした。

表12 年収（本人）	
0～99	4
不明	5

表13 年収（世帯）	
0～99	5
不明	4

(4) おわりに

アンケート結果から、医療相談会に訪れたクルド・トルコの人たちは、30代以下の若年層が多いにもかかわらず、非就労であり、年収が99万円未満であることがわかりました。2019年現在の日本における貧困線（この線を下回ったら貧困状態とみなされる線）は124万円であり、受診者全員が貧困状態に置かれています。また、受診者の滞在年数は4年以上と中長期の滞在となっています。ここからは、滞在年数の長さが受診者の生活状況の改善に影響を及ぼしていないことが読み取れます。その背景には、仮放免者の置かれている働けない・生活保護も受けられない状況など様々な問題があることが考えられます。

外国人であろうが、在留資格が無かろうが、貧困状態に置かれ続けることはあってはなりません。現在、外国人の生活や生命を制限する入管法「改正」の議論が国会で行われていますが、むしろ、仮放免者など外国人の医療・生活保障を規定する入管法こそが整備されるべきです。

**「外国人は煮ても焼いても自由」
というメンタリティ**

北関東医療相談会 事務局員
大澤優真

「煮て食おうと焼いて食おうと自由」

これは、1965年出版の『法的地位200の質問』という本の中で、法務省入国管理局の官僚が日本に暮らす外国人の対応方法について示した際の発言である。この入管の「外国人は煮ても焼いても自由」というメンタリティはなんら変わっておらず、現在に至るまで一貫し続けている。決して「昔のこと」ではない。

□突然収容された仮放免者

私が外国人支援に関わってまもなくの時、仮放免の若いクルド人男性と出会った。治療が必要な彼は北関東医療相談会の支援で埼玉県病院に通院していた。私はその通院に同行し、帰りには一緒に中華料理を食べに行った。日本人のパートナーのことをたくさん聞かせてくれた。後日、また通院が必要だとのことなので、通院日時を決めて、その日は別れた。当日、私は病院の玄関で待っていたが彼は来ない。迷子になっているかもしれないと病院中を探し回ったが見つからなかった。その後しばらくしてから、彼は仮放免の延長手続きのため入管に出向いた際に再収容されてしまったということがわかった。連絡も何も取れないまま収容されてしまったのである。

□収容生活は入管の裁量次第

入管は無期限の収容を認めている。外国人支援のスペシャリストである指宿弁護士によると「入管のフリーハンドで2年3年収容してみようと思えばいくらでも収容できちゃう。ここに恐ろしいところがある。刑務所ではそんなことはできないじゃないですか。懲役1年だけど最近治安が悪いからこの人は2年入れておこう、そんなことしたら憲法違反になりますよね。でも入管にはそれができてしまう。とにかく入管の裁量は大きく、ほとんどオールマイティです」（望月優大『ふたつの日本』2019年）。

また、入管内では自由が制限され、収容された者の生命や尊厳が奪われている。今年3月6日、名古屋入管に収容されていたスリランカ人のウィシュマ・サンダマリさん（当時33歳）が亡くなった。報道によると、名古屋入管が適切な医療を提供していなかった疑いが濃厚であり、ウィシュマさんの遺族は「動物でも病気になったら薬をもらう。（娘は）人間なのに点滴を受けられなかった」と述べ、入管による医療提供体制に強い懸念を示している（毎日新聞 2021年4月30日）。

□権力をもってその人の人生を縛り付けることは許されない

入管は仮放免を行う基準について「個別の事案ごとに諸般の事情を総合的に勘案して判断されるものであり、許否に係る基準はない」と示しており（出入国在留管理庁「仮放免許否に係る考慮事項」）、仮放免するか否かは入管の裁量次第となっている。また、先に示したように、再収容も入管の裁量次第であり、仮放免者は再び収容されるかもしれないストレスにさらされ続けている。現在、入管法「改正」の議論が国会で行われている。監理措置制度の新設が検討されているが、監理措置を行う基準については明確にされておらず、仮放免と同様に、その決



がんて入院中の在留特別許可を取得した仮放免者

定は入管の裁量次第となっている。

入管法「改正」案も「外国人は煮ても焼いても自由」メンタリティに追従しているのである。

仮放免者は働

くこともできず、生活保護のような公的保障を受けることもできず、さらに、仮放免される基準も再収容される基準も不明瞭である。仮放免者の生活と生命、人生は入管によって左右されているのである。私が仮放免者と同じ立場に置かれていたら生きる希望をなくしてしまうのではないかと感じる。「外国人だから」、「仮放免者だから」、「非正規滞在者」だからという理由でその人の人生を権力をもって縛り付けることは許されない。

**「ここにいるデータから見える
コロナ基金から漏れた人々」
—地域連携に向けて—**

2020年5月から8月にかけて移住労働者と連帯するネットワークによって「ここにいる ともにコロナ危機を生き抜く」が企画された。

集まった金額は49,794,564円、支給した金額は一人30,000円でした。私たちにも連絡があり840,000円28人程支給することができた。そのほか教会の団体からも多くをいただき随分と助かったのではないだろうか。

84万円のほとんどを支給したのは茨城県に住む非正規滞在者だった。皆同じ地域に住み、同じ会社に

通っていたようでハンで押したような説明をしていた。

実に興味深い説明で同国人コミュニティによって支えられてきたかがわかった。

「ここにいるデータ」からすると人数は1,645人

●支援対象者の年齢・性別・国籍の内訳

年齢別		国籍別			
0-9 歳	154	トルコ (クルド人)	597	トルコ(クルド以外)	20
10-19 歳	157	ベトナム	185	リベリア	3
20-29 歳	440	ミャンマー	144	米国	3
30-39 歳	378	フィリピン	87	アフガニスタン	2
40-49 歳	303	イラン	79	二重国籍	9
50-59 歳	176	スリランカ	51	無国籍	9
60-69 歳	32	ナイジェリア	45	スーダン	8
70 歳以上	5	バングラデシュ	35	チュニジア	7
性別		中国	31	インド	7
男	1,074	カンボジア	31	タジキスタン	7
女	565	ネパール	29	ルワンダ	5
その他	6	エチオピア	28	韓国	5
対象別		インドネシア	27	タイ	5
対象①	1,497	パキスタン	24	ギニア	4
対象②	148	ウガンダ	22	ブルキナファソ	4
*対象①は、特別定額給付金から除外された人びと		カメルーン	22	ボリビア	4
		ミャンマー (ロヒンギャ)	22	日本	4
		ガーナ	21	ジンバブエ	3
				アルジェリア	1

**支援対象者の年齢・性別・国籍の現状
移住者と連帯する全国ネットここにいる 出展①**

で男性のほうが女性より多く、コロナ禍の特定給付金支援対象から外れた人は1495人であった。

国籍は、トルコ（クルド人）の597人を頂点にベトナム、ミャンマー人、フィリピン人合わせると1,013人、国数は36か国におよんだ。

地域別では、埼玉県742人、東京都299人、愛知県130人、千葉県92人、群馬県74人、神奈川県74人、茨城県56人、栃木県31人、山梨県8人の1,376人であった。

在留資格では、仮放免832人、仮滞在253人、特定活動229人、在留カードなしが216人であった。北関東医療相談会が支援する北関東地域における在留資格が不安定な外国人は、全国規模の支援では

83.6%、の人が住んでいて、国籍ではクルド人、ミャンマー人、ベトナム人が56.3%が住んでいる。

年齢も、68.1%が20代から50代以下であった。

特に、埼玉県の外国人の集住度は支援者の偏りもあって大きいと思えます。以前から大澤優真さんに依頼してアンケートをとってきた埼玉県川口市のクルド人の貧困状況がより鮮明になってきた。

●支援対象者の在留資格・居住地の内訳

在留資格別（括弧内は難民申請者数）		居住地の都道府県別			
仮放免	832 (367)	埼玉県	742	山梨県	8
短期滞在	253 (203)	東京都	299	広島県	6
特定活動	229 (161)	愛知県	130	福島県	5
なし	216 (9)	千葉県	92	京都府	3
技能実習	32	群馬県	74	兵庫県	3
定住者	19	神奈川県	74	北海道	1
留学	14	大阪府	63	宮城県	1
日本国籍	9	茨城県	56	新潟県	1
永住者	9	栃木県	31	奈良県	1
技能	8	岐阜県	21	高知県	1
日本人の配偶者等	8	静岡県	11	福岡県	1
家族滞在	7	岡山県	10	佐賀県	1
技術・人文知識・国際業務	4	三重県	9	沖縄県	1
永住者の配偶者等	2	※申請書の申告に基づいて作成。 申請後の取下げ等があり、数値は公表値と異なっている。			
仮滞在	1 (1)				
医療	1				
教育	1				

支援対象者の在留資格・居住地の内訳
移住者と連帯する全国ネットここにいる ②

◇地域連携に向けて

4月18日（日）に健康相談会というものを企画した。これは昨年の高崎市の医療相談会の際のデータから企画したものである。2020年1月の埼玉協同病院のクルド人の生活の困難さは、2020年2月に行われた高崎市の医療相談会に来た同条件の外国人とは違い収入が低く貧しさを示し、高崎市に住んでいたほうが豊かであった。

表5年収（本人）

	埼玉協同 (N=60)	高崎中央 (N=44)
0~99	22	3
100~199	4	13
200~299	2	2
300~399	0	3
その他	1	0
不明	31	23

表5年収（世帯）

	埼玉協同 (N=60)	高崎中央 (N=44)
0~99	14	1
100~199	3	6
200~299	7	5
300~399	1	7
400~499	0	1
その他	1	0
不明	34	24

2019年WAM支援事業報告書から

埼玉と高崎と比較し、①埼玉は在留資格のない者が多く、高崎は在留資格のある者が多い、②埼玉は無職者が多く、高崎は有職者が多い、③埼玉はアルバイトの者が多く、高崎はアルバイトと正社員が多い、④埼玉は本人収入が100万円未満の者が最も多く、高崎は100~200万円未満の者が最も多い、⑤埼玉は世帯年収が100万円未満の者が最も多く、高崎はバラつきがある点である。以上から地域によって受診者の状況は変化し、また、埼玉の調査で分かるように、在留資格のない者は無職者やアルバイトが多く、さらに年収が極めて少ないことが分かる。クルド人が日本国内でおかれている状況は、他

の外国人とは違うことが、「日々出会うクルド人仮放免者」との会話で見えてくる。会話の中には、背景には、戦争から逃げてきている難民の辛さが見えるのである。そのために仮放免となった大人はどこか刹那的である。

一見、同国人コミュニティからの支援があるように見えるが、それも一部だけである、それも彼らの置かれている状況からみると当然だろう。

一団体ではこらえきれない大変さが見えてくる作業でもある。今期、「クルドを知る会」と「サレジアン・シスターズ」と地域連携し、この地域の外国人支援を実践しているのはこのデータによるところが大きい。

（北関東医療相談会事務局長 長澤正隆）



第1回 川口健康相談会会場
出展 クルドを知る会

出展①② 移住労働者と連帯する全国ネット
「ここにいるとともにコロナ危機を生きる」
2020年10月31日発行

入管法改悪に対する抗議声明

今国会で審議予定の改定入管法政府案に対し、私たちは以下の理由から抗議の意思を表明します。

今回の法案では、外国人のなかでも、有効な在留資格がない一方で、「帰れない事情」を抱え、日本に在留を希望する人々がターゲットとされています。この法案は、「送還忌避者」として「迅速」に送還することによって問題を「解決」しようとしています。実際には、問題の「解決」にはならないばかりか、対象になる外国人に対して不利益や重大な人権侵害を引き起こす内容となっています。

本法案では、有効な在留資格がない外国人に在留を認める在留特別許可（以下、在特）の手続きが法律に規定されました。一方で、退去強制令書（以下、退令）発付後の在特の申請権は認められず、また特定の外国人に対しては、在特を原則として除外する規定が設けられるなど、正規化の対象が今までより狭められます。退令が発付された後も、日本に在留を希望する外国人には、出身国に戻ると身の危険がある、日本に家族がいるなど帰れない事情があります。しかし今回の法案では、このような事情を抱え、すでに日本を生活の本拠として暮らしている人たちに在留を認める方向での解決策は示されていません。また収容問題の長期化にたいして設けられた監理措置についても、現在の仮放免同様、「仮の状態」であることに変わりはありません。在留できるかわからないまま監視の下におかれる生活では、安心を得られず、将来の設計もできないという意味で、人生の可能性が奪われた状況が続くことになります。くわえて収容、仮放免、監理措置のいずれもが、入管の独断によって決定されることになっており、入管の恣意的な、あるいは誤った対応を防ぐ術はほとんど規定されていません。国連の人権機関等から繰り返し勧告されているように、無期限の収容を認めている現在の収容制度そのものを国際水準に改善することこそが必要です。

さらには、難民申請者に対する送還停止効の例外規定を設けることの問題もあります。この例外規定は、複数回の難民申請を「制度の濫用」とする認識にもとづいていますが、すでによく知られているように、問題の根底には、日本では難民認定制度が整備されていないために、結果として認定率が非常に低いという事実があります。こうした状況のなか出身国での迫害等から逃れてきた人々が何度も難民申請を繰り返すのは当然です。にもかかわらず、難民申請中であっても送還できるようにする今回の法案は、難民条約違反ですし、何よりも難民申請者の生死にかかわる問題を引き起こしかねません。

それ以外にも、この法案には、被送還者の受け取りを拒否している国の出身者等にたいする出国の命令と罰則措置など当事者にとって有害な規定の創設もあります。

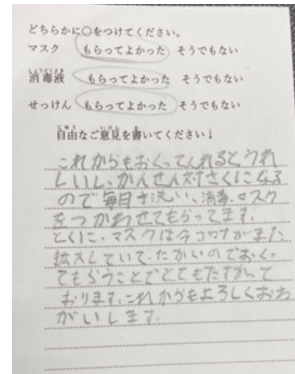
そして何よりも、今回の法案は、在留資格がない状態は、「ルールに違反」をした外国人本人の責任であることを前提としています。しかし、在留資格の有無は本人の責にのみ帰せられるものではありません。適切な移民政策が確立されないなか、外国人を多くの場合、安価な労働力として利用してきたのは日本社会です。またこれまで、難民認定は適切に行われず、在留特別許可も入管の恣意的な判断によって決められてきました。日本政府こそが、家族の結合権の無視をはじめ国際条約という「ルールに違反」をしてきたのです。

これらを踏まえれば、送還忌避・長期収容という問題の解決にあたっては、「帰れない事情」のある外国人に、難民認定や在留特別許可を認めることおよび無期限収容の制度を根本的に改善することが唯一の解決策です。またそれは、日本が、人権にもとづく移民・難民受け入れ国として確立する一歩ともなるはずです。

以上の理由から、私たちは、入管法改定案に抗議し、廃案を求めます。また移民・難民の人々の人権と尊厳を保障する移民政策の確立を求めます。

2021年4月3日

NPO法人 移住者と連帯する全国ネットワーク（移住連）



マスク・次亜塩素酸水・石鹼のお礼の手紙



支援者サレジアンシスターズ

[illegible]

0.0万円が計上された。しかし、受診は1年以上前受診分を補填する仕組みで、未収金を抱える医療機関が既に発生していた。そのため、無保険の外国人が医療機関をたらい回しにされ、県内で受診を事実上拒否され

こうした事態を憂へ、外国支援団体だけでなく、新型コロナウイルスの感染拡大で経営環境が厳格化する医療機関の関係者から、事業推進を望む声が上がっていた。【鈴木敦子】

角 柏木直徑提段

二二二 世帯30人、区域外が14

一 援事業で、ダンスの講

每日新聞 二月五日



每日新聞 2021年1月5日

会費と寄付金ありがとうございました。

会費の納入状況 (単位 円)

10月	11月	12月	21'1月	2月	3月	合計
2万円	14万1千円	59万円	72万5千円	135万5千円	58万7千円	341万8千円

< 助成金団体及び寄付金 >

赤い羽根(群馬県協同募金会)、大阪コミュニティ財団、カリタスジャパン、庭野平和財団、パブリックリソース財団、福祉医療機構、個人篤志家

年 間 行 事

2020年9月以降、医療相談会の支援はマスク、次亜塩素酸水、石鹸の配布及び食料支援と個人の医療支援に特化してきました。

個人の医療支援は、末期の肺がん、6人目の出産、末期の乳がん、現在は卵巣がんの支援です。

2021年5月以降は、状況を勘案して無料健康診断会をおこないたいと考えていましたが蔓延防止法によって公的施設は使用ができません。

しかしながら、何かできないかとアウトリーチつまり調査を主として支援をすることを思いつきました。

2021年4月18日(日)画期的にサレジアンシスターズとクルドを知る会とのコラボレーションを実施し28人のクルド人の健康調査を実施しました。

その後「反貧困ネットゴールデンウィーク大人食堂」を開催することができました。

当会の活動も医療相談会と健康相談会という2種類の方法を実施することができました。

今後は、無料健康診断会ができないときは、健康相談会として個人の情報に合わせた病院選びと支援ができるのではないだろうかと思っています。

直近の健康相談会は以下の通りです。会員の皆様のところへ会報が届いたときには終了していますがお知らせします。

日時：2021年5月27日(木) 午後1時～5時まで

場所：群馬県高崎市城址公園

主催：反貧困ネット群馬

健康相談、労働相談、生活相談他 食料支援(お米5Kg) その他。

次月以降企画をします。

編集後記

「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律案」が二〇二一年五月十八日に事実上廃案となった。

今国会で廃案となったことではあるが入管が、法の改悪をやめたわけでもあるまい。なぜなら今回は自民党の敵失で支持率低迷とコロナ禍によって助けられたからだ。

今後の課題でもある入管の長期収容や入管収容施設の劣悪な環境、仮放免者の問題はなにも変わっていないからである。

入管収容施設内で亡くなられたウイシュマーさんやマイさんの扱いはどうであったか、入管内での処遇や脆弱な医療体制には変化はない。

不当な収容や処遇に晒されている被収容者の方々の実態を明らかにした上で、現行制度を見直しすることがあるべき姿ではないだろうか。

明るいニュースでは、昨日難病患者の在留特別許可が認可された以前は放置されていたことである。

こういった一つ一つ丁寧に在留特別許可の申請をおこない実績を積み上げる時期でもあると思う。

仮放免者の権利主張は、大変ではあるが二〇一八年八月一八日付の改正住記法附則第二三条の具体的な取り組み強化をしなければならない。

中でも必要なのは仮放免者の子弟の就学支援である。地方では行政が断るケースがある、また入院助産制度も行政が決定権があるとして認めないケースが出てきている。

地方行政では、行政の窓口で断ることもあるこういった細かい取り組みの実現が大切ではないかと思う。

(長澤記)